

X 線透視撮影装置
移動型 X 線撮影装置
移設業務委託
仕様書

令和 8 年 9 月
千葉市病院局経営企画課

仕 様 書

1 件 名

X 線透視撮影装置及び移動型 X 線撮影装置移設業務委託

2 業務内容

千葉市立海浜病院 X 線 TV 室 3 及び放射線科内（以下「移設元」という。）に設置している富士フイルムメディカル社製 X 線透視撮影装置と移動型 X 線撮影装置 1 式（以下「既設機器」という。）を移設先である千葉市立幕張海浜病院 X 線 TV 室 3 及び放射線科内（以下「移設先」という。）に移設を行うこと。また、稼働するために必要な機器の調整等を含め整備を行うこと。

3 基本要件

- （１）移設元に設置している既設機器の搬出及び搬送し、移設先に搬入し、設置及び調整を行い安定稼働させること。
- （２）機器が安定稼働するために必要な搬出、搬入、据付、配線、一次側工事で用意されている配管等への接続、調整に関する費用（作業費、部材費等）等の費用を含むこと。
- （３）搬入及び据付工事の実施日時は、本市と受注者との協議して定めるものとする。
- （４）機器の搬入及び据付に必要な箇所の養生を行うこと。また、その費用（材料、敷設及び撤去）は受注者の負担とすること。また、養生は本市と協議し、病院の診療に影響がないよう配慮すること。
- （５）機器が安定稼働するために本市が用意する一次側設備（電源・空調・給排水等）以外に工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で対応すること。
- （６）受注者は、本市が指定する時期に現地下見を担当者立ち会いのもと行い、一次側設備に不足がないことを確認し、不足があった場合には速やかにその旨を担当者に報告すること。
- （７）装置の現場内設置から使用開始までの養生管理、また、それに伴う保険等は受注者の負担で行うこと。ただし、停電及び受注者以外の工事業者による装置への影響に関しては除く。
- （８）ネットワーク接続に関しては、本市の指定先と接続すること。
- （９）IP アドレスの変更に関わる費用を見込むこと。
- （１０）受注者の移設作業に関連する物理的破損等に関しては、本市との協議に応じ、受注者の負担により復旧すること。ただし、移設作業と関連の認められないものは除く。

- (1 1) 移設前の既設機器の状態を現状有姿とし、作業完了時に本市及び受注者で確認を行うこと。また、検査開始前に、装置を安定稼働するための機能、付属品の機能評価、画質を含めた性能評価を行うこと。仮に何らかの問題が生じた際は、本市との協議に応じること。
- (1 2) 本装置の使用のための関係行政機関への各種申請書類の作成など行政手続き全般について協力すること。
- (1 3) 移設先の漏洩線量測定のコストを含むこと。また、漏洩線量報告書の提出日については本市との協議に応じること。
- (1 4) その他仕様書に記載のない事項については、適宜本市との協議に応じること。

4 履行期間

令和 8 年 9 月 30 日から 10 月 9 日まで

※開始時期は本市と協議の上、決定すること。

※運用上、やむなく履行期間を超える場合は、本市と協議の上、決定すること。

5 履行場所

(1) 移設元

千葉市立海浜病院 X 線 TV 室 3、放射線科内

千葉市美浜区磯辺 3 丁目 3 1 番 1 号

(2) 移設先

千葉市立幕張海浜病院 X 線 TV 室 3、放射線科内

千葉市美浜区若葉 3 丁目 1 番地 2 7

6 その他

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

連絡先

千葉市病院局経営企画課開院準備班

千葉県千葉市美浜区若葉 3 丁目 1 番地 2 7

電話 043-245-5741